

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年1月19日 11時45分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島北東方沖 友ヶ島灯台から真方位056° 1.4海里付近 (概位 北緯34° 17.7′ 東経135° 01.4′)
事故の概要	遊漁船 <sup>かいと</sup> 海斗丸及びプレジャーボートこうしん丸は、共に漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成31年1月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 海斗丸、4.8トン WK3-23122（漁船登録番号）、個人所有 第252-21722号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート こうしん丸、5トン未満（長さ9.03m） 252-17372和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部のローラに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南南西流約1ノット
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、釣り客4人を乗せ、機関を中立運転とし、漂流して遊漁中、船長Aが、流される方向にB船を認め、船長Bに移動するよう呼び掛けて漂流を続けたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、機関を中立運転とし、船尾部にスパンカーを立て、漂流して釣り中、船長Bが、右舷船尾方から接近して来るA船を認めたものの、A船がB船を避けるとして漂流を続けたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、漂流して遊漁中、船長Aが、流される方向にB船を認めた際、移動するよう呼び掛けて漂流を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂流して釣り中、船長Bが、右舷船尾方から接近して来るA船を認めた際、A船がB船を避けると思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、沖ノ島北東方沖において、A船が漂流して遊漁中、B船

	<p>が漂泊して釣り中、船長Aが、流される方向にB船を認めた際、移動するよう呼び掛けて漂泊を続け、また、船長Bが、右舷船尾方から接近して来るA船を認めた際、A船がB船を避けると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船舶同士が接近して釣りを行う場合、互いに釣り場を譲り合うなどして衝突を回避すること。</li></ul>